

## 第24回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成 29 年(2017 年) 7 月 24 日 (月) 10 時 00 分～12 時 00 分

◇ **場 所** 横須賀市 3 号館 3 階 302 会議室

◇ **議 事**

- |  |      |
|--|------|
| (1) 平成 28 年度景観法・景観条例等の運用状況について (報告)    | 資料 2 |
| (2) 平成 28 年度屋外広告物条例の運用状況等について (報告)     | 資料 3 |
| (3) 景観重要樹木の利活用に向けての取り組み及び新規認定について (審議) | 資料 4 |
| (4) 平成 28 年度景観審議会専門部会議事案件について (報告) 非公開 | 資料 5 |
| (5) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について (報告) 非公開    | 資料 6 |

◇ **出席者**

委員 11 人

小林正美、田口敦子、河上俊昭、菊竹雪、工藤幸久、国吉直行、小泉厚、富澤喜美枝、柳澤潤、山畑信博、吉田愼悟  
(欠席 1 人 松下啓一)

事務局 5 人

市街地整備景観課長・首藤昇、景観係長・渡辺淳、  
屋外広告物係長・高山智久、高橋翔太、芳賀愛美

◇ **傍聴人** 0 人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員 12 人のうち 11 人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、吉田委員と河上委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

## 1. 平成 28 年度景観法、景観条例等の運用状況について（報告）

### (1) 事務局から別添「資料 2」に基づき説明

#### (2) 質疑・意見等

●質問（菊竹委員）

すかまち景観デザイン賞募集期間が「平成 29 年 2 月 7 日～」とあるが正しくは「平成 28 年 2 月 7 日～」ではないか。

○回答（事務局）

訂正する。

■意見（吉田委員）

サインデザインに関する指導業務として紹介したデザインだと指導後でもわかりにくい。これからのために、デザインのルールが必要なのかもしれない。

●質問（小林委員長）

「横須賀中央エリアまちづくり検討会議」は、とてもいい活動だと思う。ガイドラインは、街並みや色彩についても具体的に話し合われているのか。

○回答（事務局）

中間報告時点で、大きな枠を決めたところ。その後、細かい部分についても決めていきたいと思う。

●質問（小林委員長）

最終的にガイドラインは、どういう制度の中に組み込まれるのか。

○回答（事務局）

現時点では、法的な拘束力はなく紳士協定のようなものだが、運用する中で要所によっては条例に抱き込めるものがあるのかどうか、今後検討していきたい。

○回答（富澤委員）

私も「横須賀中央エリアまちづくり検討会議」のメンバーとして参加しているため、回答する。ガイドラインを作っても守られなければ意味がないので、最終的にルールが守られるような仕組みを目指して検討している。

## 2. 平成 28 年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

### (1) 事務局から別添「資料 3」に基づき説明

#### (2) 質疑・意見等

●質問（山畑委員）

安全面に問題がありそうな屋外広告物を発見したときに、どのような対応を取るか。

○回答（事務局）

所有者を確認し、安全面に不安があることを伝え、点検をしてもらう。指導後には、改善されているか確認し、改善されていない場合は、再度指導する。

●質問（小林委員長）

許可申請手数料として 500 万円以上の収入があるが、何に使われているか。

○回答（事務局）

屋外広告物業務の非常勤職員の報酬や委託業者によるはり紙や立て看板、のぼり旗などの簡易除却などで使用している。なお、各店舗が屋外広告物を除却する分については、簡易除却では行っていない。

■意見（田口委員）

中心商業地区の申請状況が申請の必要な物件のうち、75%が未申請であるように他自治体でも同じような問題を抱えている。横須賀市では申請を増やす手法として、手数料を変えずに掲出期間を長くすることを以前景観審議会で検討したことがある。行政としては、申請がない以上、未申請の物件の実態をつかむことが難しい。「横須賀中央エリアまちづくりガイドライン」に屋外広告物に関しても関連づけて何かできないかと考えている。

### 3. 景観重要樹木の利活用に向けての取り組み及び新規認定について（審議）

（1）事務局から別添「資料4」に基づき説明

（2）質疑・意見等

●質問（小林委員長）

どういったことを審議すればよいか。

○回答（事務局）

問題点がある中で、景観重要樹木として指定して良いかを審議していただきたい。

■意見（小林委員長）

沢山小学校のツツジから審議したいと思う。

■意見（国吉委員）

私は、沢山小学校に専門部会で現地視察に行き、開花時期ではなかったがツツジを見た。密集してお互いを阻害する場合もあり、一本一本を指定するよりは群として指定するべきではないかと考える。地元の方も指定を望んでいる。

●質問（小林委員長）

民地のオーナーからも景観重要樹木に指定することの許諾が取れているのか。

○回答（事務局）

現在、民地について指定をせず、学校敷地部分のみ指定することを考えている。

●質問（田口委員）

民地の所有者には、ツツジが景観重要樹木として指定されることの情報共有をしていないのか。所有者の中には、併せて景観重要樹木に指定してほしいと希望する方もいるのではないかと。

○回答（事務局）

学校側として、民地は指定しないと考えている。理由の一つとしては、多くの民地

の地権者がおり、学校側も全ての地権者を把握していない状況である。よって、民地は指定の対象から外している。

●質問（小林委員長）

学校敷地のみを指定することで民地の所有者から苦情出てこないか。

○回答（事務局）

ないと考えている。

●質問（山畑委員）

学校敷地と民地の境界は明確にわかるのか。

○回答（事務局）

資料の写真では確認できないが、境界線上は柵で仕切られており明確に確認できる。

■意見（小林委員長）

続いて、神奈川歯科大学のジャカラндаを審議したい。

■意見（富澤委員）

ジャカラндаは、6月頃に咲く。開花時期には学校側も多くの人にジャカラндаを見てほしいと歓迎している雰囲気だった。学校が樹木を大事に育てていると感じている。ジャカラндаは外から見るができないが、学校としてはいつでも公開しているので横須賀の賑わい作りに役立つと考えている。

■意見（小林委員長）

最初のころは、審議会から学校へ景観重要樹木の指定を積極的に依頼していた時期があったぐらいなので、指定を希望しているのであれば、できるだけ認めていいと考えている。

沢山小学校のツツジ、神奈川歯科大学のジャカラнда共に指定する方向で良い。

#### 4. 平成28年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

#### 5. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開

#### 6. その他意見

(1) すかまち景観デザイン賞について

●質問（吉田委員）

大賞の「ニコフYRP防爆棟・実験棟」の設計者は、パンフレットなどで紹介されないのか。

○回答（事務局）

紹介していない。

■意見（柳澤委員）

建築物などの設計者がはっきりしている場合は、紹介されるべきだと思う。

○回答（事務局）

次回以降の発行の際には、検討したいと考える。

(2) 景観重要樹木の利活用について

■意見（田口委員）

田戸小学校のデジタルアーカイブ作成が先送りになっている理由は、学校側が積極的に行いたくないからではないか。

○回答（事務局）

たまたま取り組まなくてはいけない授業と重なってしまっただけで、意欲がないということではない。100周年に向けてやりたいと考えている。

■意見（菊竹委員）

アーカイブを造るためには、ノウハウを一緒に考えてくれるような市に関わっている大学などと一緒にやっていければいいのではないか。取り掛かるまでに敷居が高いという印象を受けてしまう。

■意見（小林委員長）

授業計画に盛り込むようなことでなく、大学のサークル活動などで協力してもらえればいいのではないか。何か具体的にどういうことをするのか例があると分かりやすい。

■意見（菊竹委員）

当校には、デジタルアーカイブのグーグルマップなどを研究している先生がいるため、もし必要があれば紹介させていただく。マッピングしたところに情報が記載される仕組み。場所や様々な思い出等の内容をグーグル上で確認できるのが面白い。

(3) 横須賀中央エリアまちづくりガイドラインについて

■意見（国吉委員）

3つ意見がある。

- ① 現在、中央エリアに関して色彩的にガイドラインに沿ってない建築物が多い。そういった建築物も是正することを市の方で要請するなどを行わないと紳士協定のようなガイドラインだけでは守られないのではないか。
- ② 中央のメイン通りである中央大通りに関して、「横須賀の将来の新しい魅力をどうやって作っていくか」という視点も持ち込み、超高層ビルが今後とも建築されていくことを想定したものを盛り込んだ方が良い。
- ③ どうしても中央大通りを中心に話し合われることになるが、国道16号に面しているところも横須賀の顔であるため、行政側も主張した方が良いのではないか。

■意見（富澤委員）

平成28年10月に専門部会にかけられていた「クリオ横須賀中央」に関して、中央大通りに面しているにもかかわらず、商店街の中で駐車場の出入り口が面してしまっていたり、ゴミ置き場が設置されていたりまちづくりとしては、マイナスな面が多くなってしまっている。この時、まちづくり検討会議に建築されることが伝わってくるのが遅かった。市に開発の話があった時点で情報共有ができるような仕組みになってほしい。自分の課だけではなく、横須賀中央エリアをもっと大きなことだと市もとらえてほしい。

○回答（事務局）

横須賀中央エリアは、横須賀の顔だと捉えており、活性化が課題となっている。新たな土地利用行為がある場合は、「横須賀中央エリアまちづくり検討会議」という組織があるので、報告を行い、意見を聞き、指導を進めたいと考えている。

■意見（国吉委員）

広告物に関して、中央エリアを重点区域というような扱いにして、申請が出ていない広告物については警告を行う。警告をしても改善が見られない場合は、除去するなどすべき。質のいい広告物を参考にして作ってもらうなどをしてもらいたい。広告美術協会の方々と連携して良い広告にしてほしい。

■意見（小林委員長）

モデル地区になるように横須賀中央エリアは、徹底して整備していった方が良い。

●質問（田口委員）

街づくり検討会議のメンバーの構成はどのような立場の方であるか。

○回答（事務局）

商店街の人や商店街内部の自治体の人、一般市民が構成メンバーである。

■意見（田口委員）

現在作っているガイドラインは、大きな目標を定めているまでで、具体性は全くない。今後は、具体性のある個別のガイドラインが必要であると思う。私は、屋外広告物が専門であるため、商店街や協議会の方たちとガイドラインと一緒に作り、屋外広告物をどうしていきたいのかを考え、理解していく場にしたい。そのようなガイドラインにしないと効果がなくなってしまふ。現段階ではまだ早すぎる話かもしれないが、将来的にはそうあってほしい。

■意見（柳澤委員）

中央まちづくり検討会議の方たちと専門部会で話を聞いて思うことは、各論ばかりを話し合っている。エリア全体の都市像であったり、空間の軌跡というものがどなたもイメージができていない。だから、各論に話がいきまがちで足元の植栽や広告物という個別で分かる範囲の話しかできていない。市へお願いしたいこととして、全体の将来像を模型などでビジュアルを見せることが大事だと思う。それがないと各論ばかりが話し合われ、利害関係だけを終始することだけになりかねない。このガイドラインを作り上げていき、効果のあるものにするため、1枚目に「こういう街にしていましょう」という都市に対する絵面がないと伝わらない。それを専門部会でやるのか行政で考えなくてはいけない。皆さんがすごく重要だと言っている割には、全体像が一向に示されないと重要な意味が伝わらない。

■意見（小林委員長）

課題がたくさん出てきた。中央地区は、本当に大事な地区なので、先ほどの情報共有をしっかりと行うなど今できることから始めてください。

閉会

以上